

# Weekly Report

第621日号  
令和3年10月11日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 相続税における「連帯納付義務」

### ◆財産を取得した相続人全員で連帯して納付

相続税は、被相続人から相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額（3千万円＋600万円×法定相続人数）を超える場合、相続税の課税対象となり申告が必要となります。

また、相続税額は、基礎控除額を差し引いた課税遺産総額を法定相続分どおりに取得したものと仮定して算出した相続税の総額を、各相続人が実際に取得した遺産の割合に応じて納付することになります。

相続税の申告・納税は、相続の開始があったことを知った日の翌日から10ヵ月以内に行う必要がありますが、相続税を納付していない相続人がいた場合は、各相続人が相続等により受けた利益の価額（納付した税額等を控除）を限度として、連帯してしなければならない義務があります。そのため、納付済みの相続人でも、納付していない相続人の納付を求められる場合があります。

### ◆連帯納付義務が発生するまでの流れは

相続税を納期限までに納付していない相続人がいる場合、まず本来の納税義務者（納付していない相

続人）に督促状が送付され1ヵ月を経過しても完納されない場合は、連帯納付義務者に対して「完納されていない旨のお知らせ」が送付されます。

その後も本来の納税義務者から納付がない場合は、連帯納付義務者に対して納付通知書が送付され、2ヵ月を経過しても完納されない場合は、督促状が送付されることとなります。それでも納付が行われない場合は財産の差押え等の滞納処分が行われます。

なお、本来の納税義務者が延納又は納税猶予の適用している場合などは、連帯納付義務を負いません。

## 健康保険の被扶養者資格を再確認

協会けんぽは、健康保険の被扶養者資格の再確認を毎年実施しており、対象となる被扶養者がいる事業主に「被扶養者状況リスト」が毎月19日から順次送付されます（提出期限は12月20日）。

被扶養者の収入については、今後1年間の見込み額となるため一時的な事情で収入が増回した場合でも、今後1年間の収入が130万円未満（60歳以上などは180万円未満）になると見込まれる方は、引き続き被扶養者として認定されます。

なお、被扶養者が別居している場合は仕送りの事実と金額が確認できる書類（学生は省略可能）、海外在住の場合は海外特例要件（留学生など）に該当することが確認できる書類の提出が必要です。

## 緊急事態措置等の解除に伴う月次支援金

本年4月以降、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」又は「外出自粛等」の影響により、月間売上が前年又は前々年の同月比で50%以上減少した事業者に対する月次支援金（法人20万円/月、個人10万円/月が上限）が実施されてきました。

今月から緊急事態宣言等が全面解除となりましたが、緊急事態宣言が解除された地域では飲食店に対する時短営業等の要請が行われることを踏まえ、月次支援金は10月分まで継続されます。